

令和元年10月6日執行
むつ市議会議員一般選挙

選挙公営手続様式

(選挙運動用ビラの作成の公営)

むつ市選挙管理委員会

ビラ作成契約届出書

下記のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

令和 年 月 日

むつ市選挙管理委員会

委員長 畑 中 政 勝 様

令和元年10月6日執行 むつ市議会議員一般選挙

候補者氏名

㊟

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容	
		作成契約枚数	作成契約金額(円)

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

ビラ作成枚数確認申請書

下記のビラ作成枚数につき、むつ市議会議員及びむつ市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第4条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 年 月 日

むつ市選挙管理委員会
委員長 畑 中 政 勝 様

令和元年10月6日執行 むつ市議会議員一般選挙

候補者氏名 ㊦

記

- 1 契約年月日 令和 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあってはその代表者氏名 _____
- 3 確認申請枚数 _____ 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者からむつ市選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

確認番号	
------	--

ビラ作成枚数確認書

むつ市議会議員及びむつ市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第4条の規定に基づき、下記のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

むつ市選挙管理委員会 委員長 畑 中 政 勝 団

記

- 令和元年10月6日執行 むつ市議会議員一般選挙
- 候補者の氏名 _____
- 確認枚数 _____枚

備考

- この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、むつ市に支払を請求することはできません。

選挙管理委員会発行

ビラ作成証明書

下記のとおりビラを作成したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和元年10月6日執行 むつ市議会議員一般選挙

候補者氏名

㊦

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者がむつ市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、むつ市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙におけるビラ作成限度枚数 枚

(2) 限度額

当該選挙におけるビラ作成限度額 円

※1枚当たり単価 7.51円

※ 円(単価) × 枚(確認された作成枚数) = 限度額 円

請 求 書

(ビラの作成)

むつ市議会議員及びむつ市長の選挙における選挙運動用ビラ作成の公営に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

むつ市長 宮 下 宗一郎 様

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名

㊞

記

- 1 請求金額 _____ 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和元年10月6日執行 むつ市議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名 _____
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、むつ市に支払を請求することはできません。

請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額		
単 価 A	枚 数 B	金 額 A×B=C	単 価 D	枚 数 E	金 額 D×E=F	単 価 G	枚 数 H	金 額 G×H=I
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円

備考

- 1 D欄には、作成単価7.51円を記載してください。
- 3 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

選挙運動用ビラ作成契約書

収 入 印
印 紙

(甲) 候 補 者 氏 名

(乙) ビラ 作 成 業 者 名

上記の甲、乙は選挙運動用ビラ作成について、次のとおり契約を締結する。

(契約の要項)

第1条 契約する品名、金額等は下記のとおりとする。

- (1) 品 名 選挙運動用ビラ
(2) 契約金額 金 円 (消費税込)

2 本契約に係る納入場所及び契約期間は次のとおりとする。

- (1) 納入場所 甲の指定する場所
(2) 納入期間 令和 年 月 日までとする。

(契約対象品の納入)

第2条 乙は、甲の発注の指示により、契約対象品（以下「現品」という。）を前条第2項第2号に定める期日までに納入するものとする。この場合、乙は直ちに納品書をもってその旨を甲に通知するものとする。

(代金支払)

第3条 乙は、契約内容に基づく現品を甲に納入、承認を得るものとし、代金支払については次のとおりとする。

- (1) 公職選挙法第93条（供託物没収）に該当しないで、かつ基準限度額である30,040円（以下「基準限度額」という。）以内の場合、乙はその基準内の額をむつ市に請求するものとし、むつ市は適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。ただし、基準限度額を超える金額については、甲に請求するものとする。
(2) 公職選挙法第93条（供託物没収）に該当した場合、乙はその全額を甲に請求するものとし、むつ市に対して請求はできないものとする。

(契約の解除)

第4条 乙が、正当な理由なくして本契約の各条項に違反した場合または、乙が本契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めた場合、甲はこの契約を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第5条 前項の規定により本契約が解除され、甲に損害が生じたとき乙は、損害賠償の責めを負うものとする。

(疑義等の決定)

第6条 この契約に定めのない事項及び、この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲)

(乙)